

令和3年度第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 開催日時 令和3年9月24日（金）午後3時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員
- | | | | |
|-------------------|--------|----|----|
| 豊山町立小学校代表 | 新栄小学校長 | 松永 | 千鶴 |
| 豊山町立中学校代表 | 豊山中学校長 | 篠田 | 弘男 |
| 豊山中・新栄小スクールカウンセラー | | 三宅 | 由晃 |
| 豊山町スクールソーシャルワーカー | | 長瀧 | 隆司 |
| 豊山町人権擁護委員 | 人権擁護委員 | 西脇 | 和子 |
| 愛知県西枇杷島警察署 | 生活安全課長 | 神藤 | 一成 |
| 豊山町生活福祉部福祉課 | 福祉課長 | 林 | 真吾 |
- 事務局
- | | | |
|-----------|-----|----|
| 教育長 | 北川 | 昌宏 |
| 教育委員会事務局長 | 安藤 | 憲司 |
| 教育参事 | 小川 | 貴 |
| 学校教育課長 | 井戸 | 茂治 |
| 教育専門員 | 小坂井 | 美衣 |
| 学校教育係長 | 菊地 | 智行 |
- 4 議題 (1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について
(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
(3) 意見交換
- 5 資料 資料1 令和3年度 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
資料2 豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱
資料3 豊山町いじめ防止基本方針
資料4 令和3年度 豊山町いじめ問題専門委員会委員名簿
資料5 豊山町いじめ防止基本方針に基づく組織
資料6 豊山町いじめ問題の現状と取組について
資料7 豊山町いじめアンケート集計
資料8 豊山町いじめ問題等対策委員会保護者向けリーフレット
「スマートフォン・インターネットの安全な使用について
(お願い)」

6 議事内容

司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の菊地と申します。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より「令和3年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会」を始めさせていただきます。

はじめに北川教育長より挨拶を申し上げます。

教 育 長： 本日はお忙しい中、豊山町いじめ問題対策連絡協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、協議会の委員をお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

さて、本町では、平成30年に「豊山町いじめ防止基本方針」を策定いたしまして、組織体制や運用について整備をいたしました。また、重大事案が生じた場合に調査を実施する「いじめ問題専門委員会」とともに組織の位置づけを明確にすることで、いじめ防止の対策を総合的で、しかも、効果的に実施することができ、いじめ等に迅速に対処できる体制を整備させていただいております。昨今のいじめは、SNSを通じたものが目立つようになっており、学校から持ち帰ったタブレット端末によるいじめ事案が発生したという報道もなされております。今までになかった、新しい形のいじめも生じております。様々な情報を共有しながら、適切な対応や意見交換をしていただければと思います。

本日は、本町のいじめの現状と、現在行っているいじめの対策を基に、ご意見をいただき、それぞれの機関との連携を強化してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

次に、委嘱状の伝達に移らせていただきます。

本来ならば、教育長よりお一人お一人に伝達させていただくのが本位ではありますが、時間の都合上、机上に配付させていただくことで、伝達にかえさせていただきます。

司 会： 続きまして、本年度初めての会となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

配付させていただきました【資料1】の「令和3年度豊山町いじめ問

題対策連絡協議会委員名簿」の順にお願いします。なお、委員の皆様の後に、事務局も自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は、愛知県中央児童・障害者相談センターの上 奈津美委員は、欠席でございます。

それでは、名簿の順にお願いいたします。

—委員・事務局 自己紹介—

司 会： 次に、会長の選出及び職務代理者の指名に移らせていただきます。【資料2】の「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」をご覧ください。第6条第2項により「会長は、委員の互選によって定める」とあります。どなたかご意見がありましたら、発言をお願いします。

（「事務局、一任」の声）

ただ今「事務局、一任」の声がありましたので、豊山中学校長 篠田委員に会長をお願いしたいと思います。

意義がなければ、拍手でご承認をお願いします。

（拍手）

ありがとうございました。

それでは、篠田会長は座席の移動をお願いします。

（会長 座席移動）

次に、第6条第4項に「会長の事故あるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理するとありますので、篠田会長に指名していただきたいと思います。

会 長： 職務代理者に、新栄小学校長の松永 千鶴委員を指名させていただきます。

司 会： それでは、職務代理者は、松永委員をお願いします。
続きまして、篠田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会 長： 皆様のご承認をいただき、協議会の会長をさせていただきます、豊山中学校の篠田 弘男でございます。微力ではございますが、豊山町のいじめの防止に向けて、尽力したいと存じます。

いじめはどの子にも、どの集団にも起こり得る、身近で深刻な人権侵害事案です。いじめの防止は、その解決に向けて地域社会全体で、真剣

に取り組むべき問題です。学校、保護者、地域などが、それぞれの役割を自覚し、子どもが安心して生活できる、いじめを許さない社会の実現に努めるといういじめ防止対策に関する基本理念を踏まえ、各関係諸機関と連携を図るとともに、未然防止に向け、よりよい提案ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

司 会： それでは、議題に入ります。

これより、会の取り回しは、篠田会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、議題1「本町のいじめ対策に関する組織と役割」について、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長： —説明— 資料6「豊山町いじめ問題の現状と取組について」

会 長： この件について何かご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問等 なし)

会 長： 次に、議題2「本町におけるいじめ問題の現状と対策」について、事務局、説明をお願いします。

教育参事： —説明—

会 長： この件について何かご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

(質問等 なし)

学校の現状についてお話したいと思います。

まず小学校の現状について、お願いします。

松永委員： 思いやりの心を育む取組についてです。

新栄小学校では、これまで縦割集会を実施してきました。昨年度は、感染症対策として縦割りでの活動を控えておりましたが、今年度は1班の人数をこれまでの半分にするなど工夫をし、1年生から6年生までが一緒に活動しております。この活動で思いやりの心を育むのももちろんですが、6年生の活躍の場や、低学年の児童が高学年の児童に憧れをもてる場となるように、担当教員と相談しながら活動を考えて取り組んで

おります。

また、本校でも、オンラインゲームでの課金の強要や悪口の書き込みなどの事例があります。オンラインゲームの中では、「いじめている」といった意識のない中で人を傷つけてしまっているという現状があります。ゲームの中であっても、相手に不快な思いをさせたり、課金を強要したりすることがいじめにつながるのだということを、発達段階に応じた指導をしていく必要があると考えています。

会 長： ありがとうございます。
ただ今の件につきまして、ご意見等ございますでしょうか。
(意見等なし)
人権擁護委員の立場から西脇委員にご意見を伺ってもよろしいでしょうか。お願いいたします。

西 脇 委 員： 1人1台のタブレット端末を家に持ち帰るので、家庭環境が大きな影響を及ぼすと思います。学校の手が届かないところでの管理が大変難しく、さらに、その端末を介していじめがあったとしても、露見しづらい現状があります。

松 永 委 員： 児童や家庭から申告があれば分かりますが、それがなくなると、とても恐ろしいことです。現在は何かあれば申し出るということができているので、すぐに対処できております。

西 脇 委 員： 法務局でも、LINE で相談を受け付けています。メール相談も行っています。どちらも24時間対応ではないので、対応時間が増えるとよりよいかと考えています。

会 長： スクールソーシャルワーカーの立場から長瀧委員、お願いします。

長 瀧 委 員： 先ほど教育参事から説明がありました、他の端末への悪口の書き込みの件をもう少し詳しく教えてください。

教 育 参 事： その件につきましては、担当の専門員より説明いたします。

教育専門員： 今回の事案は、1人1台配備しているタブレット端末の家庭でのイン

ターネット回線接続確認で持ち帰ったときに起こりました。なりすましてログインし、不快な気持ちなる言葉が書き込まれたといった内容です。保護者からの連絡で分かりました。連絡を受け、ログを追跡しましたが、最終的な確定には至りませんでした。学校生活で使用している支援ソフトへの書き込みでした。

長 瀧 委 員： 東京の町田市での小学6年生の事案でも、先進的にタブレット端末を持ち帰って家庭での活用を推進している所だったようですが、ID やパスワードが簡単なもの、もしくは共通となっており、なりすましが容易であったと報道されています。家庭に持ち帰って使用する際に、なりすましができないように制限がかけられないのかと強く思いました。制限がしっかりとでき、対応が適切にとれ、指導ができるようにしてほしいと強く思いました。

また、この事案については、9月にアンケートで「いじめられている」と訴えがあり、学校はそれに基づいて加害児童と被害児童に聞き取り、指導をしているみたいですが、本人同士の謝罪のみで終わってしまい、保護者へ連絡をしていなかったようです。家庭にも状況をしっかりと理解していただき、見守っていくことが大切であると考えます。豊山町のアンケート結果を見ても、「いまも続いている」と回答している児童生徒が一定数います。無記名のもので難しいかとは思いますが、その後しっかりと見守っていくということがとても大切ではないかと改めて思いました。

教 育 参 事： パスワードについては、本町も難しすぎても子どもたちも大変なのではないかと考えて比較的簡単なものにしていましたが、複雑なものにする必要があると考え、各校と調整をしているところです。

会 長： 本校で起きた事例ですが、数人の生徒の公園での様子を、離れたところにいた仲間のうちの一人の生徒が動画を撮影し、SNSにアップしたということがありました。ただ単にSNSにアップしただけという訳ではなく、不快な思いをしている生徒もいたと考えられるので、当事者に話を聞き、指導をするのみならず、いじめにつながるという認識をしっかりとった上で対応していかなければならないと思います。この事例は、保護者からの連絡で分かりましたので、学校と生徒、学校と保護者の信頼関係の構築が不可欠だと考えています。

本校と新栄小学校のスクールカウンセラーである三宅委員の「スクールカウンセラーだより」の一部を紹介いたします。

「Twitter や Instagram、Tik Tok、Facebook、LINE などの、メールアドレスさえもっていれば誰でも始めることができる SNS は、私たちの生活にどんどん根付いてきました。しかし、なかには、SNS の記事に触れることで「悲しみのスイッチ」が押される人もいます。一体どのような人なのでしょう。次回のお便りでは、SNS に振り回されないためのコツについて取り上げます」

このことについて、三宅委員、お話を伺えますでしょうか。

三宅委員： SNS を知らないとは言えない雰囲気が生徒たちにはあります。そこになんとか自分も乗っかっていきたいという気持ちも分かります。でも、そこにはルールが必要です。また、SNS にはいい部分の切り抜きが載せてあり、自分の自尊心がすごく傷つけられることがあります。そういったもやもや感を上手に処理できる子どもはよいのですが、家庭環境に恵まれていないなどで、そういった力が弱い方向へ行ってしまうように、「悲しみのスイッチ」が押されたときにどのように対処していくかをお便りなどで書いていきたいと考えて、このお便りを発行いたしました。

いじめに関しては、本人は話せないのが普通なのではないかと思いません。自分がいじめられているということを話すことは、本人にとっても傷つくこととなります。また、最近中学校で、友達関係を作っていくことが苦手であるという相談がありました。その子にとっては友達関係の相談なのですが、よく話を聞いていくと、小学校の低学年のころに、すごく嫌な思いをしたことがあった。それは、いじめとまではいきませんが、今でも引きずるような経験になっています。まずは、自分がいじめられていると話せることや、先生と話す習慣をつけることなどが必要だと強く思います。最近タブレット端末が配備され、「心の天気」というソフトで生徒たちが自分の気持ちを入力している様子を教室の後ろから見てみると、マイナスな気持ちが何日も続いていればスクールカウンセラー等につなぐのも一つの方法だと思います。

オンラインゲームは、大人も一度やってみるのがよいかと思いません。グループを作って、そこからキックされる体験をすると、嫌な雰囲気が分かります。生徒たちのほうからはるかに知っています。キックされる辛さなどを道徳の時間などに触れていけるとよいかと思いません。

会 長： これらのことに関しまして、ご意見等ございますでしょうか。
(意見等 なし)
それでは、議題3「意見交換」に移ります。
これまでの話を基に、ご意見をいただきたいと思ひます。

西 脇 委 員： 人権作文の資料を配付させていただきました。今年で40回となる法務省主催の「中学生人権作文コンテスト」の受賞作品です。東京オリンピックのバスケットボールで活躍をした、馬瓜エブリンさんの中学生のときの作品です。素晴らしい作品ですので、是非とも人権週間等で校長先生から生徒に話していただきたいと思ひて持ってまいりました。

会 長： 関連してご意見等ございますでしょうか。
福祉の立場で、林委員お願いします。

林 委 員： 資料7のアンケートを拝見し、相談体制もLINEやメール等を活用していくべきだと考えていました。町田市の事案の新聞報道を読んでいく中で、三重県教育委員会が運用している「ネットみえーる」というアプリのことを知りました。インターネット上で気になる書き込みがあったときに、その書き込みをスクリーンショットで撮影して投稿すると、その投稿に対して相談や対応をするそうです。昨年の6月から運用を始め、今年の3月までで69件の投稿があったようです。いじめがオンライン化している現状を踏まえると、相談もある程度はオンラインで行えるように体制を整えていかなければならないと思ひます。

会 長： 相談の在り方について、ご意見等ございましたらお願いします。

西 脇 委 員： いじめに関わらず人権相談において、若い方が電話をしないという現状があります。メールやLINEであれば、怪我等の被害の状態を写真ですぐに送ることができるなどの利点があり、また、若い子たちには身近なものであるので、とりかかりとしても有効であると考えています。

会 長： 電話での相談が少ないとなると、メールやLINEなどのSNSを通じた相談活動が有効なのかもしれません。
警察の立場から、神藤委員お願いします。

神藤委員： 非匿名性の高いインターネットを介したものが、学校のいじめ問題然り、犯罪でも多くなっております。14歳未満ですと触法少年となり、犯罪少年にならないので、比較的犯罪をしやすい状況があります。フィルタリングがかかっていないこと、また、保護者が知らないということが非常に多いです。最近扱った事案は、いじめ問題でした。もともとは仲の良い友達でしたが、ある子に仲を裂かれてしまい、その時の言葉がトラウマになり2年間学校に通えませんでした。保護者が学校へ相談したところ、当事者同士で謝罪をしたとの回答でした。保護者は納得ができず、相手方の保護者も謝罪に応じず、警察が介入することになりました。大切な時期に学校へ通えないとなると、勉強も遅れます。レスポンス早く、対応できるところは踏み込んでいけるとよいかと思います。

SNSは非匿名性が高いので、専用のアプリを使っても追跡は非常に難しいです。ログを調べればプロバイダは分かりますが、個人ユーザーまでは特定できません。一つの方法として、家庭が利用しているネット回線を聞いておくだけでも、ある程度絞り込みができるかもしれません。運用する側も、ある程度情報を残せるような施策をとっておくとよいかと思います。また、どこまで踏み込んで聞けるかによって、相手側にブレーキをかけることができるのではないのでしょうか。自分のことがどこまで特定されるのかが分かっていると、「自分がしたことが分かってしまう、どうしよう」となり、気持ちにブレーキをかけることができると、抑止の一つになるかと思います。有効に使ってもらうために、たくさん使ってもらいべきツールが、悪用される。なおかつ、幼い子どもはいたずら感覚でやるので、そこまで重大な問題になっていると自覚していないので、事前にしっかりとレクチャーしておくことが大切です。

会長： 貴重なお話をありがとうございました。
全体を通して、ご意見等ございますでしょうか。

教育長： 学校管理下でもない、福祉や警察の管理下でもない、手の届かない所で、子どもたちがいじめという問題を起こしている。行政として事案があがってくるまで相談にも乗ることができないのかというジレンマがあります。パスワードを変える、ルールを作るなど防止策をいろいろと行いますが、抜け道を見つけたり、ルールを守らなかったりする。どのようにしていくと、教育や福祉、警察の関係者が、このような子どもたちを救うことができるのか。どこまで手を出してよいのか。非常に迷う

ところです。非常に悩み、根本的な解決策が見出せないというのが現状です。だからこそ、こういう場で情報共有をして、連携を強固なものにしていくのだと思います。我々ができることは何があるのかと、限界を感じます。道徳や人権などに頼るしかないのでしょうか。最終的には、教育の力でとなり、学校でもっとしっかり教えなければならないのではないかと考えています。家庭環境や子どもたちが抱える事情もあるかとは思いますが。

学校関係者にお尋ねします。

いじめ件数の報告がありますが、SNSやオンラインゲームなどが進歩してきたと並行して増えてきていますか。いじめの対応が変わったのか、今までのいじめもあり、さらに、新しい形として増えたのですか。

会 長： 中学校は、学年が下がるにしたがってSNS等を介していると思われるいじめ件数は増えています。「いじめられてどうしたか」という質問に対する回答に、「LINEのグループを抜けた」というものがありました。生徒たちの生活に、スマートフォンが切っても切れないものとなっており、スマートフォン中心に生活が成り立っている部分があります。そこでトラブルが起こると、そこから抜け出さない限り、解放されないのが現実です。

神藤委員： 大人にも言えることですが、いじめのアンケート結果を拝見しますと、「いじめられている人を見たことがありますか — いいえ」の数が非常に多くなっています。結局見て見ぬふりをして、となるわけですが、大人の社会である会社も、学校も同様ですが、「あの子にいじめられている」と第三者が思ったとしても、同じグループ内であれば次のターゲットは自分になると思い通報できないことがほとんどです。しかし、匿名であれば通報することができるかもしれません。そういった場合は、匿名通報ダイヤルがあります。パスワードのかかっているSNSであると、裁判所の令状をとらないと調べることができません。だからこそ、近い存在の人が、匿名通報ダイヤルなどを活用して知らせてくれると最初のきっかけになり、よいかと思えます。パスワードが簡単にわかるものであったとしても、勝手にアクセスすれば、不正アクセスとなり犯罪行為です。端末は貸し与えられたものですが、IDとパスワードは固有のものであり、利用権者しか使えないものです。許諾を得た者しか使用してはならないことを児童生徒にはしっかりと指導することが大切です。

す。知らずにいたずらでやっている子もいます。「不正アクセス」という言葉は知っていても、内容を理解してない場合が多いです。子どものうちから知らせていくことが重要となります。

また、最近では、行方不明も多くなっています。ひきこもりなどで保護者と会話ができない不登校の子が、インターネットの中の会ったこともない、大人なのか、子どもなのか、なりすましののかも分からない人と連絡をとって会い、実際に連れていかれてといったことも報道されていないだけで、非常に多くなっています。何日も帰宅しない子もいます。居場所が分かっているから安心という訳ではありません。実際に誰がその端末を操作して、連絡してきているかは分かりません。実際に声を聞いている訳ではありませんので。そういった子は、簡単について行ってしまいます。犯罪に巻き込まれるケースもあります。だからこそ、最初が肝心です。約束は守って然るべきことなので、ルールを破ったらペナルティとして取り上げるなどする必要があります。取り上げると家出をしてしまうから取り上げられないというのは違います。幼い子どもであれば、お金もないので行ける場所も限られ、最終的に頼れるのは親しかいない状況があります。だからこそ、幼いうちに義務と権利をはき違えてはいけないということをしっかりと教えていくべきです。

三宅委員： 親が子どもをコントロールできなかつたり、家庭にタブレット等の使用のルールがなかつたりしている。その背景には様々なリスクが潜んでいると思います。とても心配になります。

神藤委員： ルールは子どもを守るためにあるのだということを理解して、家庭でしっかりと作ってもらうことが一番大切かと思います。ルールがないと、夜中の3時4時までLINEをするなどして朝起きられず、頭が痛いと言っ学校を休むことが平気になります。勉強が遅れていくと授業についていけずいじめの対象になる。学校という場所で不登校というのは、いじめにつながる要因であると考えています。だからこそ、学校にきちんと行かせるということが大切であると思います。

林委員： 加害者自身が、自分が加害者なのかどうなのかということを知っていないことがあると思います。インターネットに何かを書きこんだときに、顔が見えないのでいじめだと思わなかったということが起きています。最近では国が侮辱罪の適用を考え始めるなど動きがあるなかで、子ど

もだけでなく社会全体の問題であるように思います。

会長： ありがとうございます。
時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。
司会を事務局にお返しします。

司会： では、その他に移ります。
本会は年2回の開催を予定しております。次回は、日時を調整させていただき、2月に開催したいと思います。1月には、ご案内を発送させていただきますので、よろしく願いいたします。
それでは、以上をもちまして、第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。